

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（更新）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項の規定に基づいて、令和5年6月20日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付処分のうち、請求人の下肢機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

提出した診断書・意見書の2ページ目には、足を投げ出して座ることができるとなっているが、自力での座位の保持は困難であり、椅子に座るのも短時間であればできるが起立保持は困難である。その上、腰椎骨折も2度患っており、腰椎が変形していて歩行は著しく困難、自立歩行は不可である。自力での起立保持は不可で、片足での起立保

持は全くの不可であり、外出もほぼできず、通院は常に車で前まで連れて行き、10mほどの短い距離でも誰かが支えられない状態である。

このような状態であり、意見書には下肢障害の等級3級となっていたが、本件処分により、4級と認定された。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年11月26日	諮問
令和7年 2月17日	審議（第97回第1部会）
令和7年 3月21日	審議（第98回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

交付を受けた手帳の障害程度に変化が生じた場合の再交付について、法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは手帳交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならない、

と定め、法施行規則 7 条 1 項は、同 2 条を準用し、手帳の再交付の申請は、法 15 条 1 項に定める医師の診断書及び同条 3 項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている。

また、法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。別紙 2 参照）、法施行令 10 条 1 項の申請に対しては、これらに則って手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

(3) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

2 本件処分についての検討

上記 1 の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級 別	肢 体 不 自 由
-----	-----------

	下肢の機能障害
3 級	2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(2) 本件障害について

ア 請求人は下肢障害の等級認定について不服を申し立てていることから、下肢の障害について検討すると、本件診断書によれば、本件障害に係る請求人の「障害名」は「右下肢著しい障害」、「原因となった疾病・外傷名」は「①関節リウマチ②脳梗塞（右半身不全マヒ）」（別紙1・I・①及び②）、「参考となる経過・現症」は、「関節リウマチは生物学的製剤などの治療で安定」「右半身不全マヒは加齢に伴い徐々に進行悪化」とあり（同・④）、「総合所見」として、「右下肢著しい障害」、「将来再認定 不要」と記載されている。

このことからすると、本件障害の障害部位は、右下肢といえることができる。

イ 下肢機能障害の程度及び等級について

本件診断書の記載によれば、「総合所見」欄に「右下肢、著しい障害」とあり（別紙1・I・⑤）、補装具なしでの歩行は不能、補

装具なしでの起立位保持は10分以上困難とある（別紙1・Ⅱ・三）。筋力テスト（MMT）は、右下肢はすべて「△（筋力半減、筋力3該当）」とあり、一定程度の筋力は保たれていると認められる。関節可動域（ROM）については、右下肢についての記載はなく、正常とみなされる。

動作・活動の評価では、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「二階まで階段を上って下りる」は「×（全介助又は不能）」であるものの、「公共の乗物を利用する」は「△（半介助）」とあり、「寝返りをする」、「足を投げ出して座る」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる」（手すり、壁、つえを使用）、「家の中の移動」（壁、つえを使用）、「屋外を移動する」（つえを使用）が「○（自立）」と診断されている。

これらの診断内容について、処分庁が本件医師に対し、「右下肢機能の著しい障害4級」と照会したところ、追加の所見はなく、また、従前、両下肢機能障害として認定されていたものの、左下肢について障害は残存しないとして、右下肢機能の著しい障害4級で了承を得ている。

等級表解説によれば、「一下肢の機能を全廃したもの」として下肢機能障害3級（上記(1)）に該当する場合について、「全廃」とは、「下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもの」（別紙2・第3・2・(2)・イ・(ア)）とされ、「単に片脚起立が不可能であることのみを以ては、一下肢の機能全廃とは認定しない」（同・1・(4)）とされているところ、本件診断書及び本件医師の照会回答からすれば、本件障害の状態は、補装具なしでの起立位保持が10分以上困難な程度であり、関節可動域は正常であって、筋力は一定程度保たれ、一定の動作、活動も可能であることが認められる。また、本件障害の状態は、等級表解説が下肢機能障害3級の具体例として挙げる「下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの」（別紙2・第3・2・(2)・イ・(ア)・a）にも該当していると

はいえないから、請求人の右下肢機能については、「下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもの」として全廃（３級）に至らず、「右下肢機能の著しい障害（４級）」と認定するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「脳梗塞、関節リウマチによる下肢機能障害【右下肢機能の著しい障害】（４級）」と認定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、上記１・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書及び本件医師への照会回答によれば、「脳梗塞、関節リウマチによる下肢機能障害【右下肢機能の著しい障害】（４級）」と認定するのが相当であることは、上記２のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、手帳交付時の等級内容に関する説明の必要性について、以下付言する。

本件のような処分手続について改善を要するのは、処分（特に等級認定にかかる部分）の理由提示が判定基準に即して十分になされていない点である。近時の裁判例を踏まえると、手帳の交付を通じて処分決定を申請者に通知する場合であっても、等級認定にかかる部分に処分性が肯定されることからすれば、処分庁による処分の適正を確保し、申請者に事後の争訟準備に向けた検討情報を提供する趣旨からも、等級判定にかかる処分に際しては等級認定の結論だけではなく、判断過程にかかる説明が必要である。

少なくとも、手帳の更新に当たり従前より下位の等級で認定するなど、申請者が希望する等級とは異なる結果となることが明らかな場合

には、手帳の交付とは別に、当該事案における等級認定にかかる理由を申請者に具体的に書面で説明することが不可欠である。これまでも東京都における行政不服審査において、手帳の交付に関して、等級認定に関する不服が数多く申し立てられているが、そうした申立てに共通する不服は、診断書に記載された内容と認定された等級との関係を十全に理解することが困難であることに起因するものが多い。このような申請者が抱える不服や疑問を解消する上では、審査請求手続における弁明書や審理員意見書によって初めて等級認定の理由が明かされるのでは足りず、処分時（手帳交付時）に説明がなされる必要がある。

なお、等級内容に関する説明は、法や行政手続法から要請されることに鑑みれば、国から指示された書式等がないことは、上記説明を省略してよいことの理由とはならない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）